

ある場合には、当該委託に係る業務を含む。）と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

い。

（日本郵便株式会社法の適用に関する特例等）  
第九十三条 前条の規定の適用がある場合における日本郵便株式会社法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条 第一項	及び次に掲げる法律	、次に掲げる法律及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七章第四節
第十五条 第二項	及び前項各号に掲げる法律	、前項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第四節の規定
第十六条 第一項	及び前条第一項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第四節の規定	、前条第一項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第四節の規定

2 総務大臣は、日本郵便株式会社法第四条第四項の規定による届出を受けたとき、又は同法第十五条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

- （通則）
- 第三百二条 （略）
- 第三百四条 （略）
- 第三百五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第六十二条第三項の規定によ

ある場合には、当該委託に係る業務を含む。）と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

い。

（郵便局株式会社法の適用に関する特例等）  
第九十三条 前条の規定の適用がある場合における郵便局株式会社法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一項	及び次に掲げる法律	、次に掲げる法律及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七章第三節
第十三条 第二項	及び前項各号に掲げる法律	、前項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第三節の規定
第十四条 第一項	及び前条第一項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第三節の規定	、前条第一項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第三節の規定

2 総務大臣は、郵便局株式会社法第四条第四項の規定による届出を受けたとき、又は同法第十三条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

- （通則）
- 第三百二条 （略）
- 第三百四条 （略）
- 第三百五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便貯金銀行について、内外

り日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、郵便貯金銀行について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しなくても、郵便貯金銀行と他の金融機関等（預金保険法第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この節において同じ。）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

- 一 （略）
- 二 日本郵便株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便貯金銀行を除く。）と郵便貯金銀行との関係

2 } 4 （略）  
（業務の制限）

第百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 （略）
  - 二 銀行法第十条第一項第二号に掲げる業務（次に掲げる業務を除く。）
- 1 } 2 （略）

の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しなくても、郵便貯金銀行と他の金融機関等（預金保険法第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この節において同じ。）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

- 一 （略）
- 二 郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便貯金銀行を除く。）と郵便貯金銀行との関係

2 } 4 （略）  
（業務の制限）

第百十条 （同上）

- 一 （略）
- 二 （同上）

1 } 2 （略）

ホ 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社又は郵便保険会社に対する資金の貸付け

ヘ (略)

三丁六 (略)

2 〽 6 (略)

第百十条の二 郵便貯金銀行については、第六十二条第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項の規定は適用しない。

この場合において、郵便貯金銀行が同項各号に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

2 郵便貯金銀行は、前項後段の規定により業務を行うに当たっては、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項後段の規定による届出を受けるときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

イ。

(通則)

第百三十三条 (略)

第百三十四条 (略)

第百三十五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第六十二条第三項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分

ホ 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社又は郵便保険会社に対する資金の貸付け

ヘ (略)

三丁六 (略)

2 〽 6 (略)

(通則)

第百三十三条 (略)

第百三十四条 (略)

第百三十五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便保険会社について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を

した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、郵便保険会社について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しなくても、郵便保険会社と他の生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下この節において同じ。）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

一 (略)

二 日本郵便株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便保険会社を除く。）と郵便保険会社との関係

2 4 (略)

(業務の制限)

第百三十八条 (略)

2 郵便保険会社は、保険料として收受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一 三 (略)

四 日本郵政株式会社又は日本郵便株式会社に対する資金の貸付け

五・六 (略)

3 5 (略)

適用しなくても、郵便保険会社と他の生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下この節において同じ。）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

一 (略)

二 郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便保険会社を除く。）と郵便保険会社との関係

2 4 (略)

(業務の制限)

第百三十八条 (略)

2 (同上)

一 三 (略)

四 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社に対する資金の貸付け

五・六 (略)

3 5 (略)

第百三十八条の二 郵便保険会社については、第六十二条第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項本文、第二項及び第三項の規定は適用しない。この場合において、郵便保険会社が同条第一項本文に規定する保険の引受け、同条第二項各号に掲げる方法以外の方法による資産の運用及び同条第三項に規定する業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

2| 郵便保険会社は、前項後段の規定により業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

3| 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項後段の規定による届出を受けるときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

### 第三節 承継会社の再編成

#### (郵便局株式会社の定款の変更)

第百七十六条の二 郵便局株式会社は、次に定めるところにより、定款の変更をするものとする。

一 その目的を日本郵便株式会社法その他の関係法律の規定に適合するものとする。

二 その商号を日本郵便株式会社とする。

三 平成二十四年改正法施行日を当該定款の変更の効力が発生する日

とすること。

(日本郵便株式会社及び郵便事業株式会社の合併)

第七百七十六条の三 日本郵便株式会社及び郵便事業株式会社は、次に定めるところにより、合併をするものとする。

一 日本郵便株式会社を吸収合併存続会社(会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。)とし、郵便事業株式会社を吸収合併消滅会社(同項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。)とすること。

二 平成二十四年改正法施行日を効力発生日(会社法第七百四十九条第一項第六号に規定する効力発生日をいう。)とすること。

(準備行為)

第七百七十六条の四 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第四条第四項の規定の例により、日本郵便株式会社が同項の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第六条第二項の規定の例により、日本郵便株式会社が同項の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第七条の規定の例により、日本郵便株式会社が同条の規定によ

り届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。  
い。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 | 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第十条の規定の例により、日本郵便株式会社の平成二十四年改正法施行日を含む事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 | 第二項の規定により届け出た事項は、平成二十四年改正法施行日において、郵便局（日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局をいい、簡易郵便局法第七条第二項に規定する簡易郵便局を含む。）を日本郵便株式会社法第六条第一項の規定に適合して設置することとされているものでなければならない。

6 | 第三項の規定により届け出た事項は、平成二十四年改正法施行日において、次の各号に掲げる契約を日本郵便株式会社が当該各号に定める者を相手方として締結しているものでなければならない。

一 | 日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務契約  
郵便貯金銀行

二 | 日本郵便株式会社法第一条第三項に規定する保険窓口業務契約  
郵便保険会社

(在職期間の通算)

第七百七十六条の五 | 日本郵便株式会社は、平成二十四年改正法施行日の前日に郵便局株式会社又は郵便事業株式会社の職員として在職する者（第六百六十七条の規定によりこれらの株式会社となった者に限

る。 ) で承継会社の再編成により引き続いて日本郵便株式会社の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員 (同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。 ) としての引き続いた在職期間を日本郵便株式会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2 | 平成二十四年改正法施行日の前日に郵便局株式会社又は郵便事業株式会社として在職する者 (第六十七條の規定によりこれらの株式会社の職員となつた者に限る。 ) が、承継会社の再編成により引き続いて日本郵便株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本郵便株式会社の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の郵便局株式会社又は郵便事業株式会社の職員としての在職期間及び日本郵便株式会社の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が郵便局株式会社若しくは郵便事業株式会社又は日本郵便株式会社を退職したことにより退職手当 (これに相当する給付を含む。 ) の支給を受けているときは、この限りでない。

(登録免許税に係る課税の特例)

第七十七條 承継会社の再編成に伴い日本郵便株式会社が受ける登記又は登録で平成二十四年改正法施行日以後一年以内に受けるものにつ

(登録免許税に係る課税の特例)

第七十七條 第三十六條第十項の規定により日本郵政株式会社が受ける設立の登記並びに第三十七條第二項及び第三十八條第三項の規定に

いては、登録免許税を課さない。

より公社が行う出資に係る財産の給付に伴い日本郵政株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2| 第七十条第十項の規定により郵便事業株式会社が受ける設立の登記及び同条第七項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い郵便事業株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

3| 第七十九条第十項の規定により郵便局株式会社が受ける設立の登記及び同条第七項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い郵便局株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

4| 第九十六条第三項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い郵便貯金銀行が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

5| 第二百二十八条第三項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い郵便保険会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(相続税に係る課税の特例)

第百八十条 個人が相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。)により取得をした財産のうち、次に掲げる要件のすべてを満たす土地又は土地の上に存する権利で政令で定めるもの(以下この項において「特定宅地等」という。)がある場合には、当該特定宅地等を租税特別措置法第六十九条

(相続税に係る課税の特例)

第百八十条 (同上)

の四第三項第一号に規定する特定事業用宅地等に該当する同条第一項に規定する特例対象宅地等とみなして、同条及び同法第六十九条の五の規定を適用する。

一 施行日前に当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人の相続人と旧公社との間の賃貸借契約に基づき旧公社法第二十条第一項に規定する郵便局の用に供するため旧公社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるものの敷地の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利のうち、施行日から当該被相続人に係る相続の開始の直前までの間において当該賃貸借契約（施行日の直前に効力を有するものに限る。）の契約事項に政令で定める事項以外の事項の変更がない賃貸借契約に基づき、引き続き、施行日から平成二十四年改正法施行日の前日までの間にあつては平成二十四年改正法第三条の規定による改正前の郵便局株式会社法第二条第二項に規定する郵便局の用に供するため郵便局株式会社に、平成二十四年改正法施行日から当該相続の開始の直前までの間にあつては日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局の用に供するため日本郵便株式会社に、対し貸し付けられていた建物で政令で定めるもの（次号において「郵便局舎」という。）の敷地の用に供されていたもの（以下この項において「宅地等」という。）であること。

二 当該相続又は遺贈により当該宅地等の取得をした相続人から当該相続の開始の日以後五年以上当該郵便局舎を日本郵便株式会社（当該相続が平成二十四年改正法施行日前に開始した場合には、当該相

一 施行日前に当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人の相続人と旧公社との間の賃貸借契約に基づき旧公社法第二十条第一項に規定する郵便局の用に供するため旧公社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるものの敷地の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利のうち、施行日から当該被相続人に係る相続の開始の直前までの間において当該賃貸借契約（施行日の直前に効力を有するものに限る。）の契約事項に政令で定める事項以外の事項の変更がない賃貸借契約に基づき引き続き郵便局株式会社法第二条第二項に規定する郵便局の用に供するため郵便局株式会社に、対し貸し付けられていた建物で政令で定めるもの（次号において「郵便局舎」という。）の敷地の用に供されていたもの（以下この項において「宅地等」という。）であること。

二 当該相続又は遺贈により当該宅地等の取得をした相続人から当該相続の開始の日以後五年以上当該郵便局舎を郵便局株式会社が引き継ぎ借り受けることにより、当該宅地等を同日以後五年以上当該郵

続の開始の日から平成二十四年改正法施行日の前日までの間にあつては郵便局株式会社、平成二十四年改正法施行日以後にあつては日本郵便株式会社）が引き続き借り受けることにより、当該宅地等を当該相続の開始の日以後五年以上当該郵便局舎の敷地の用に供する見込みであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

三 (略)

2 (略)

(承継会社の再編成に関する日本郵政株式会社等に対する命令)

第百八十四条 第十一章第三節の規定を施行するため特に必要があると認めるときは、総務大臣は、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社に対し、その必要の限度において命令をすることができる。

(政令への委任)

第百八十九条 この法律に規定するもののほか、本部及び民営化委員会に關し必要な事項、承継会社の再編成に關し必要な事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

便局舎の敷地の用に供する見込みであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

三 (略)

2 (略)

(設立及び承継等に関する日本郵政株式会社等に対する命令)

第百八十四条 次の各号に掲げる規定を施行するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定める大臣は、公社又は日本郵政株式会社に対し、その必要の限度において命令をすることができる。

一 第五章第一節、第六章第一節、第七章第一節、第八章第一節及び

第九章第一節 総務大臣

二 第十一章第一節 内閣総理大臣及び総務大臣

2 第百八十八条の規定を施行するため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、郵便保険会社に対し、その必要の限度において命令をすることができる。

(政令への委任)

第百八十九条 この法律に規定するもののほか、本部及び民営化委員会に關し必要な事項、この法律の適用がある場合における公社法その他の法令の規定に關する必要な技術的読替え、承継会社等の設立並びに

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第八十四条の規定による命令に違反したとき。

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした郵便貯金銀行又は郵便保険会社の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役又は支配人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 第一百条の二第一項後段、第一百十二条第一項若しくは第二項、第一百十一条第一項、第三百三十八条の二第一項後段、第四百十条第一項又は第四百九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 (略)

四 (略)

公社の解散及び業務等の承継に関し必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした日本郵政株式会社の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第八十四条第一項の規定による命令に違反したとき。

第九十六条 (同上)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 第一百十二条第一項若しくは第二項、第一百十一条第一項、第四百十条第一項又は第四百九条第一項の規定による届出をせず、又は虚

五十一 (略)

附則

(失効)

第二条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日限り、その効力を失う。

一 (略)

二 第五章第五節、第七章第四節、第八章第三節、第九章第三節及び

第十章第三節の規定 移行期間の末日

偽の届出をしたとき。

五十一 (略)

十二 第八十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

第九十七条 第八十四条第一項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした会社の役員は、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

附則

(失効)

第二条 (同上)

一 (略)

二 第五章第五節、第六章第三節、第七章第三節、第八章第三節、第九章第三節及び第十章第三節の規定 平成二十九年九月三十日

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 業務等（第四条 第十二条）</p> <p>第三章 雑則（第十三条 第十六条）</p> <p>第四章 罰則（第十七条 第二十二条）</p> <p>附則</p> <p>（会社の目的）</p> <p>第一条 日本郵政株式会社（以下「会社」という。）は、日本郵便株式会社が発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 日本郵便株式会社が発行する株式の引受け及び保有</p> <p>二 日本郵便株式会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、日本郵便株式会社の株主としての権</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 業務等（第四条 第十三条）</p> <p>第三章 雑則（第十四条 第十七条）</p> <p>第四章 罰則（第十八条 第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（会社の目的）</p> <p>第一条 日本郵政株式会社（以下「会社」という。）は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、これらの株式会社の経営管理を行うこと並びにこれらの株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>一 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が発行する株式の引受け及び保有</p> <p>二 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、郵便事業株式会社及び郵便局株式会</p>

利の行使

四（略）

2（略）

（責務）

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

2| 前項の「生命保険」又は「郵便局」とは、それぞれ日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第一条第三項又は第四項に規定する生命保険又は郵便局をいう。

（日本郵便株式会社の株式の保有）

第六条 会社は、常時、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

社の株主としての権利の行使

四（略）

2（略）

（郵便事業株式会社等の株式の保有）

第五条 会社は、常時、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

（社会・地域貢献資金の交付）

第六条 会社は、郵便事業株式会社に対し、郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第四条第四項に規定する社会貢献業務計画の定めるところに従い、社会貢献業務（同条第二項に規定する社会貢献業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用に充てるものとして、社会貢献資金を交付するものとする。

2| 会社は、郵便局株式会社に対し、郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第六条第五項に規定する地域貢献業務計画の定めるところ

(株式)

第八条 会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式（第二十一條第三号）において「募集株式」という。（若しくは同法第二百二十八條第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(財務諸表)

第十二条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他会社の財産、損益又は業務の状況を示す書類として総務省令で定める書類を総務大臣に提出しなければならない。

に従い、地域貢献業務（同条第三項に規定する地域貢献業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用に充てるものとして、地域貢献資金を交付するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、社会貢献資金又は地域貢献資金（以下「社会・地域貢献資金」という。）の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(株式)

第八条 会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式（第二十二條第三号）において「募集株式」という。（若しくは同法第二百二十八條第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(財務諸表)

第十二条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(社会・地域貢献基金)

第十三条 会社は、社会・地域貢献資金の交付の財源をその運用によつて得るために社会・地域貢献基金（以下「基金」という。）を設け、

- 次項の規定により積み立てる金額をもってこれに充てるものとする。
- 2| 会社は、毎事業年度の損益計算上の利益金の額のうち、企業一般の配当の動向を考慮して政令で定めるところにより計算した金額を、一兆円に達するまで、基金に積み立てなければならぬ。
  - 3| 基金の運用により生じた収益は、社会・地域貢献資金の交付の財源に充てるほか、当該収益の生じた事業年度中会社の他の支出の財源に充ててはならない。
  - 4| 基金は、取り崩してはならない。ただし、基金の運用により生じた収益のみによつては社会・地域貢献資金の交付の財源を確保することができない場合であつて、社会・地域貢献資金が交付されないことにより郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の経営努力のみによつては社会貢献業務又は地域貢献業務の実施が困難となり、地域社会の安定に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
  - 5| 会社は、基金に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分して整理しなければならない。
  - 6| 会社は、総務省令で定めるところにより、确实かつ有利な方法により基金を運用しなければならない。
  - 7| 会社は、郵便事業株式会社法第四条第三項又は郵便局株式会社法第六条第四項の規定により提出された申請書を総務大臣に提出するときは、基金の運用により生ずる収益の見通しに関する書類を併せて提出しなければならない。

第三章 雑則

第十三条 (略)

第十四条 (略)

第十五条 (略)

(情報の公表)

第十六条 会社は、その株式が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項第一号に規定する有価証券に該当しないときは、同号に規定する有価証券の発行者が同法第二十五条第二項の規定により公衆の縦覧に供しなければならない書類の写しに記載される情報を勘案して総務省令で定める情報を、総務省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2| 会社は、前項に定めるもののほか、第四条第二項、第九条又は第十条の規定による認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8| 第二項の規定は、一兆円を超えて基金を積み立てることを妨げるものではない。ただし、一兆円に達するまでは、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額をもって積み立てなければならない。

9| 前各項に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第三章 雑則

第十四条 (略)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

(課税の特例)

第十七条 会社が各事業年度(会社が連結親法人(法人税法(昭和四十

#### 第四章 罰則

第十七条 (略)

第十八条 (略)

第十九条 第十七条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

第二十条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

年法律第三十四号（第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。）に該当する場合には、各連結事業年度）において第六条第一項又は第二項の規定に基づき交付する金銭の額は、同法第三十七条第七項（同法第八十一条の六第六項において準用する場合を含む。）に規定する寄附金の額に含まれないものとする。

2 前項に規定する事業年度とは法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいい、同項に規定する連結事業年度とは同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

#### 第四章 罰則

第十八条 (略)

第十九条 (略)

第二十条 第十八条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

第二十一条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 (同上)

一 (略)

二 第六条の規定に違反して、日本郵便株式会社の株式を処分したとき。

三 五 (略)

六 第十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書、事業報告書若しくは同条の総務省令で定める書類を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

八 第十六条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第二十二條 (略)

附則

(業務の特例)

第二条 会社は、当分の間、第四条に規定する業務のほか、同条に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる施設の運営又は管理

イ・ロ (略)

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項に規定する業務を行うに当たっては、当該業務と同種

一 (略)

二 第五条の規定に違反して、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の株式を処分したとき。

三 五 (略)

六 第十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 第十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十三條 (略)

附則

(業務の特例)

第二条 会社は、平成二十四年九月三十日までの間、第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次に掲げる施設の譲渡又は廃止

イ・ロ (略)

二 前号イ又はロに掲げる施設の譲渡又は廃止をするまでの間における当該施設の運営又は管理

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うに

の業務を営む事業者の利益を不当に害することがないよう特に配慮し  
なければならぬ。

(政府保有の株式の処分)

第三条 政府は、その保有する会社の株式(第二条に規定する発行済株  
式をいい、同条の規定により保有していなければならない発行済株式  
を除く。)については、できる限り早期に処分するものとする。

当たっては、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害す  
ることがないよう特に配慮しなければならない。

(政府保有の株式の処分)

第三条 政府は、その保有する会社の株式(第二条に規定する発行済株  
式をいい、同条の規定により保有していなければならない発行済株式  
を除く。)については、できる限り早期に処分するよう努めるもの  
とする。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">日本郵便株式会社法</p> <p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 業務等（<u>第四条</u> <u>第十四条</u>）</p> <p>第三章 雑則（<u>第十五条</u> <u>第十八条</u>）</p> <p>第四章 罰則（<u>第十九条</u> <u>第二十四条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（会社の目的）</p> <p>第一条 <u>日本郵便株式会社</u>（以下「<u>会社</u>」という。）は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、「郵便窓口業務」とは、<u>簡易郵便局法</u>（昭和二十四年法律第二百十三号）<u>第二条</u>に規定する郵便窓口業務をいう。</p> <p>2   この法律において、「銀行窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「銀行窓口業務契約」という。）を締結する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）<u>第一条</u>第一項に規定する銀行（以下「<u>関連銀行</u>」という。）を所属銀行（<u>同条</u>第十六項に規定する所属銀</p>	<p style="text-align: center;">郵便局株式会社法</p> <p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 業務等（<u>第四条</u> <u>第十二条</u>）</p> <p>第三章 雑則（<u>第十三条</u> <u>第十五条</u>）</p> <p>第四章 罰則（<u>第十六条</u> <u>第二十一条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（会社の目的）</p> <p>第一条 <u>郵便局株式会社</u>（以下「<u>会社</u>」という。）は、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、「郵便窓口業務」とは、郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）<u>第二条</u>に規定する郵便窓口業務をいう。</p>

行をいう。)として営む銀行代理業(同条第十四項第一号及び第三号に掲げる行為に係るものであって、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)をいう。

一 会社が第五条の責務を果たすために銀行代理業を営むこと。

二 会社が営む銀行代理業の具体的な内容及び方法

三 会社の営業所であって、銀行代理業を行うものの名称及び所在地

四 その他総務省令で定める事項

3 | この法律において「保険窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を

含む契約(以下「保険窓口業務契約」という。)を締結する保険業法

(平成七年法律第百五号)第二条第三項に規定する生命保険会社(株

式会社に限る。以下「関連保険会社」という。)を所属保険会社等と

して営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行(同法第三条第四項

第一号に掲げる保険(第五条において「生命保険」という。)に係る

ものであって、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとし

て総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)をいう。

一 会社が第五条の責務を果たすために保険募集及び関連保険会社の

事務の代行を営むこと。

二 会社が営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行の具体的な内

容及び方法

三 会社の営業所であって、保険募集及び関連保険会社の事務の代行

を行うものの名称及び所在地

四 その他総務省令で定める事項

4| この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であつて、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うものをいう。

5| この法律において「銀行代理業」とは、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。

6| この法律において「所属保険会社等」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法第二条第二十四項又は第二十六項に規定する所属保険会社等又は保険募集をいう。

(商号の使用制限)

第三条 会社でない者は、その商号中に日本郵便株式会社という文字を使用してはならない。

第二章 業務等

(業務の範囲)

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の規定により行う郵便の業務

二 銀行窓口業務

三 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使

四 保険窓口業務

2| この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であつて、郵便窓口業務を行うものをいう。

(商号の使用制限)

第三条 会社でない者は、その商号中に郵便局株式会社という文字を使用してはならない。

第二章 業務等

(業務の範囲)

第四条 (同上)

一 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務

- 五 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行つ、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行つる関連保険会社に対する権利の行使
- 六 国の委託を受けて行つる印紙の売りさばき
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
  - 一 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）（第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行）
  - 二 （略）
  - 三 前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行つる地域住民の利便の増進に資する業務
  - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 （略）
- 4 会社は、第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営むときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。
- 5 第一項の規定は、同項第一号の規定により会社が営む銀行窓口業務以外の銀行代理業又は同項第四号の規定により会社が営む保険窓口業務以外の保険募集若しくは所屬保険会社等の事務の代行を第二項又は第三項の規定により会社が営むことを妨げるものではない。

- 二 郵便事業株式会社の委託を受けて行つる印紙の売りさばき
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 （同上）
- 一 （略）
- 二 前号に掲げるもののほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行つる地域住民の利便の増進に資する業務
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 （略）
- 4 会社は、第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営むときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(責務)

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようとする責務を有する。

(郵便局の設置)

第六条 (略)

2 会社は、総務省令で定めるところにより、業務開始の際、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 郵便局の名称及び所在地

二 会社の営業所であつて、郵便窓口業務を行うもののうち、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものの名称及び所在地

(銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の内容の届出)

第七条 会社は、総務省令で定めるところにより、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する前に、その内容を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(郵便局の設置)

第五条 (略)

(地域貢献業務計画)

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、三事業年度ごとに、三事業年度を一期とする地域貢献業務の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定め、当該実施計画に係る期間の開始前に、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとき

- も、同様とする。
- 2| 会社は、実施計画を定め、又は前項の認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ、地域貢献業務に関し優れた識見を有する者の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。
  - 3| 前二項の「地域貢献業務」とは、会社が首む第四条第二項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務のうち、次の各号のいずれにも該当すると認められるものをいう。
    - 一 地域住民の生活の安定の確保のために必要であること。
    - 二 会社以外の者による実施が困難であること。
    - 三 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第六条第二項の規定による地域貢献資金の交付を受けなければ、その実施が困難であること。
  - 4| 第一項の認可の申請は、日本郵政株式会社を經由して行わなければならない。
  - 5| 会社は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「地域貢献業務計画」という。）を公表しなければならない。
  - 6| 会社は、地域貢献業務計画に係る期間の終了後三月以内に、総務省令で定めるところにより、当該地域貢献業務計画の実施状況に関する報告書を総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第八条 (略)

(株式)

第九条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十三条第四号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(事業計画)

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十一条 (略)

第十二条 (略)

(財務諸表)

第十三条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他会社の財産、損益又は業務の状況を示す書類として総務省令で定める書類を総務大臣に提出しなければならない。

(収支の状況)

第十四条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の次に

第七条 (略)

(株式)

第八条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十条第五号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(事業計画)

第九条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十条 (略)

第十一条 (略)

(財務諸表)

第十二条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を総務大臣に提出  
しなければならない。

一 第四条第一項第一号及び第六号並びに第二項第一号に掲げる業務  
並びにこれらに附帯する業務

二 第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯  
する業務

三 第四条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯  
する業務

四 前三号に掲げる業務以外の業務

第三章 雑則

(監督)

第十五条 会社は、総務大臣がこの法律及び次に掲げる法律の定めると  
ころに従い監督する。

一 郵便法

二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第  
百四十二号)

三 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一  
号)

四 簡易郵便局法

五 お年玉付郵便葉書等に関する法律

六 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)

七 (略)

第三章 雑則

(監督)

第十三条 (同上)

一 郵便窓口業務の委託等に関する法律

二 (略)

2 (略)

第十六条 (略)

(財務大臣との協議)

第十七条 総務大臣は、第十条、第十一条又は第十二条(定款の変更の決議に係るものを除く。)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(情報の公表)

第十八条 会社は、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第

二十四条第一項第一号に規定する有価証券の発行者が同法第二十五条第二項の規定により公衆の縦覧に供しなければならない書類の写しに記載される情報を勘案して総務省令で定める情報を、総務省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2 会社は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第四条第四項、第六条第二項又は第七条の規定による届出をしたとき。

二 第十条の規定による認可を受けたとき。

三 第十四条の規定による提出をしたとき。

#### 第四章 罰則

第十九条 (略)

第二十条 (略)

2 (略)

第十四条 (略)

(財務大臣との協議)

第十五条 総務大臣は、第六条第一項、第十条又は第十一条(定款の変更の決議に係るものを除く。)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

#### 第四章 罰則

第十六条 (略)

第十七条 (略)

第二十一条 第十九条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

第二十二条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第六条第二項の規定に違反して、同項の届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

三 第七条の規定に違反して、同条の届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

四 第九条第一項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。

五 第九条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わ

第十八条 第十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

第十九条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 (同上)

一 (略)

二 第六条第一項の規定に違反して、実施計画の認可を受けなかったとき。

三 第六条第五項又は第六項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第六条第六項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出したとき。

五 第八条第一項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。

六 第八条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わ

なかつたとき。

六 第十条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

七 第十一条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

八 第十三条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書、事業報告書若しくは同条の総務省令で定める書類を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

九 第十四条の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をした同条に規定する書類を提出したとき。

十 第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

十一 第十八条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

#### 第二十四条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日から施行する。ただし、第三条、第四条第五項、第十一条（定款の変更の決議に係る部分に限る。）及び第二十一条の規定は、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(業務の特例)

第二条 会社は、当分の間、第四条第一項に規定する業務のほか、次に

なかつたとき。

七 第九条の規定に違反して、事業計画を提出しなかつたとき。

八 第十条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

九 第十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

十 第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

#### 第二十一条 (略)

附則

この法律は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日から施行する。ただし、第三条、第四条第五項、第十一条（定款の変更の決議に係る部分に限る。）及び第二十一条の規定は、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

掲げる業務を営むものとする。

一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務

二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2) 前項の規定により会社の業務が営まれる間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第四項	及び保 険窓口 業務	、保険窓口業務、附則第二条第一項第一号に掲げる業務（以下「受託郵便貯金管理業務」という。）及び同項第二号に掲げる業務（以下「受託簡易生命保険管理業務」という。）
第四条第二項	前項	前項及び附則第二条第一項
第四条第三項	前二項	前二項及び附則第二条第一項
第六条第二項第一号	又は保 険窓口 業務	、保険窓口業務、受託郵便貯金管理業務又は受託簡易生命保険管理業務
第十四条第二号	第三号	第三号並びに附則第二条第一項第一号
第十四条第三号	第五号	第五号並びに附則第一条第一項第一号

改正案	現行
<p>第十五条 機構は、銀行その他の者との契約により当該者に郵便貯金管理業務の一部を委託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総務大臣は、前項の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該委託を受ける者が日本郵便株式会社以外の者であるときは、次項の規定により日本郵便株式会社に再委託するものであること。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>第十五条 機構は、銀行その他の者との契約により当該者に郵便貯金管理業務の一部を委託することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (同上)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第十八条 機構は、生命保険会社その他の者との契約により当該者に簡易生命保険管理業務の一部を委託することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (同上)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4～6 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第九条（略）</p> <p>前項ノ物件中ニ郵便物又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項ニ規定スル信書便物アルトキハ市町村長ハ遅滞ナク最寄ノ日本郵便株式会社ノ事業所（郵便ノ業務ヲ行フモノニ限ル）又ハ同条第六項ニ規定スル一般信書便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便事業者ノ事業所ニ引渡スヘシ</p>	<p>第九条（略）</p> <p>前項ノ物件中ニ郵便物又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項ニ規定スル信書便物アルトキハ市町村長ハ遅滞ナク最寄ノ郵便事業株式会社ノ事業所又ハ同条第六項ニ規定スル一般信書便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便事業者ノ事業所ニ引渡スヘシ</p>

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条（郵便の実施） 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、<u>日本郵便株式会社</u>（以下「会社」という。）が行う。</p> <p>（任命）</p> <p>第五十九条（略）</p> <p>2 前項の任命は、会社の使用人のうちから、会社の推薦に基づいて行うものとする。</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、郵便認証司となること ができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 この法律、郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）、簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）、郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に違反し、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>三 五（略）</p>	<p>第二条（郵便の実施） 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、<u>郵便事業株式会社</u>（以下「会社」という。）が行う。</p> <p>（任命）</p> <p>第五十九条（略）</p> <p>2 前項の任命は、会社の使用人であり、かつ、管理又は監督の地位にある者のうちから、会社の推薦に基づいて行うものとする。</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第六十条（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二 この法律、郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）、郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）、郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に違反し、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>三 五（略）</p>

( 罷免 )

第六十二条 総務大臣は、郵便認証司が、会社の使用人でなくなった場合には、これを罷免することができる。

( 罷免 )

第六十二条 総務大臣は、郵便認証司が、会社の使用人でなくなった場合又は会社における管理若しくは監督の地位にある者でなくなった場合には、これを罷免することができる。

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条 次の各号に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を日本郵便株式会社（以下「会社」という。）に委託し、それぞれ、当該各号に定める所において売り渡すものとする。</p> <p>一 収入印紙 会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。以下この項において同じ。）のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの、郵便切手類販売所（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条に規定する郵便切手類販売所をいう。以下同じ。）又は印紙売りさばき所（同条に規定する印紙売りさばき所をいう。以下同じ。）</p> <p>二 雇用保険印紙 会社の営業所のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの</p> <p>三 健康保険印紙 会社の営業所のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの</p> <p>四 自動車重量税印紙 会社の営業所、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの</p> <p>五 特許印紙 会社の営業所、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が経済産業大臣に協議して指定するもの</p>	<p>第三条 次の各号に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を郵便事業株式会社（以下「会社」という。）に委託し、それぞれ、当該各号に定める所において売り渡すものとする。</p> <p>一 収入印紙 会社の営業所若しくは郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう。以下同じ。）のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの、郵便切手類販売所（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条に規定する郵便切手類販売所をいう。以下同じ。）又は印紙売りさばき所（同条に規定する印紙売りさばき所をいう。以下同じ。）</p> <p>二 雇用保険印紙 会社の営業所又は郵便局のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの</p> <p>三 健康保険印紙 会社の営業所又は郵便局のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの</p> <p>四 自動車重量税印紙 会社の営業所、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの</p> <p>五 特許印紙 会社の営業所、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が経済産業大臣に協議して指定するもの</p>

2  
7  
(略)

2  
7 の  
(略)

郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）（附則第十三条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（郵便切手類の販売等の委託）</p> <p>第二条 <u>日本郵便株式会社</u>（以下「会社」という。）は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばく者（以下「郵便切手類販売者」という。）を選定し、郵便切手類の国内における販売及び印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（郵便切手類の販売等の委託）</p> <p>第二条 <u>郵便事業株式会社</u>（以下「会社」という。）は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばく者（以下「郵便切手類販売者」という。）を選定し、郵便切手類の国内における販売及び印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（文書図画の頒布）                      第百四十二条（略）                      2～4（略）                      5 第一項の通常葉書は無料とし、第二項の通常葉書は有料とし、政令で定めるところにより、日本郵便株式会社において選挙用である旨の表示をしたものでなければならぬ。                      6～13（略）                      （出納責任者の届出の効力）                      第百八十三条の二 第百八十条第三項及び第四項、第百八十二条又は前条第三項及び第四項の規定による届出書類を郵便で差し出す場合において、引受時刻証明の取扱いでこれを日本郵便株式会社に託した時をもつて、これらの規定による届出があつたものとみなす。</p>	<p>（文書図画の頒布）                      第百四十二条（略）                      2～4（略）                      5 第一項の通常葉書は無料とし、第二項の通常葉書は有料とし、政令で定めるところにより、郵便事業株式会社において選挙用である旨の表示をしたものでなければならぬ。                      6～13（略）                      （出納責任者の届出の効力）                      第百八十三条の二 第百八十条第三項及び第四項、第百八十二条又は前条第三項及び第四項の規定による届出書類を郵便で差し出す場合において、引受時刻証明の取扱いでこれを郵便事業株式会社に託した時をもつて、これらの規定による届出があつたものとみなす。</p>

改正案	現行
<p>（輸入植物等の検査）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>日本郵便株式会社</u>は、通関手続が行われる事業所において、植物又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、<u>日本郵便株式会社</u>の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。</p> <p>6・7（略）</p>	<p>（輸入植物等の検査）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>郵便事業株式会社</u>は、通関手続が行われる事業所において、植物又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、<u>郵便事業株式会社</u>の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。</p> <p>6・7（略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四十三条 <u>日本郵便株式会社</u>は、通関手続が行われる事業所において、指定検疫物を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動物検疫所に通知しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 受取人が前項の開示を拒んだとき、又は受取人に開示を要求することができないときは、<u>家畜防疫官</u>は、<u>日本郵便株式会社</u>の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。</p> <p>5（略）</p>	<p>第四十三条 <u>郵便事業株式会社</u>は、通関手続が行われる事業所において、指定検疫物を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動物検疫所に通知しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 受取人が前項の開示を拒んだとき、又は受取人に開示を要求することができないときは、<u>家畜防疫官</u>は、<u>郵便事業株式会社</u>の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。</p> <p>5（略）</p>

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第二十七号）（附則第十三条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（郵便物の内国消費税の納付等）</p> <p>第七条 課税物品を内容とする郵便物（関税法第六条の二第一項第二号口（税額の確定の方式）に規定する郵便物に限る。）を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で日本郵便株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。</p> <p>2 日本郵便株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。</p> <p>3 前項の郵便物を受け取る者又は、関税法第六十二条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けべきことを記載したものを日本郵便株式会社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る時までに、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付し、又は次項若しくは第五項の規定によりその内国消費税の納付を日本郵便株式会社に委託しなければならない。この場合（当該郵便物を受け取る時までにその内国消費税を納付する場合に限る。）において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手續）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務</p>	<p>（郵便物の内国消費税の納付等）</p> <p>第七条 課税物品を内容とする郵便物（関税法第六条の二第一項第二号口（税額の確定の方式）に規定する郵便物に限る。）を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。</p> <p>2 郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。</p> <p>3 前項の郵便物を受け取る者又は、関税法第六十二条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けべきことを記載したものを郵便事業株式会社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る時までに、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付し、又は次項若しくは第五項の規定によりその内国消費税の納付を郵便事業株式会社に委託しなければならない。この場合（当該郵便物を受け取る時までにその内国消費税を納付する場合に限る。）において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手續）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務</p>